

京都紫光クラブ パーソナルオーナーシップ「ESTD1922」 会員規約

<第一章 総則>

- (名称) 「京都紫光クラブ パーソナルオーナーシップ」ESTD1922」と称します。(以下「本会」と略します)
- (目的) 京都紫光クラブ(以下「クラブ」と略します)を応援し、クラブを会員とともに盛り上げていく会です。
- (規約) 本会の活動、また本会とクラブに関わる活動等の運営は京都紫光クラブ トップチーム事務局が行います。

<第二章 会員>

- (入会) ・本会会員(以下「会員」と略します)資格は、第一章(目的)に賛同された方とします。
・本会に入会される方は、全てこの規約に同意いただいたものとみなします。
- (会費) 入会金は不要です。ただし、年会費として5,000円を徴収いたします。
- (規約) 本規約において「会員」とは、本会の指定する手続きに基づき、本会所定の方法にて入会を申込み、ファンクラブがこれを承認した個人とします。
本会は、会員が
- ① 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告を行うこと、
 - ② 既に会員登録をしていたり、または同一個人で複数の会員登録をすること、
 - ③ 過去に本会を退会処分にさせられたことがあること、
 - ④ 本会の他の会員の地位や権利を利用する意図があるなどの恐れがあると認められる場合には、入会を拒否する場合があります。
・住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに本会に所定の変更手続きを行うものとします。
・会員から前項の届け出がなく、本会からの送付物等が延着および未着となった場合は、本会は一切の責を負いません。
・会員は、本会会員特典を受けることができます。会員特典の内容は随時変更されます。
・本会は、本規約を予告なく改訂することがあります。
・改訂された本規約については、本会より告知されるものとし閲覧可能となった時点から効力を有するものとします。

(禁止事項) 会員は、以下に該当する行為を禁止します。

- ① 第1条の目的に反する行為
- ② 会員資格の売買・譲渡・名義変更・架空名義の使用・名義の借用・住所/電話番号の借用、本会の他の会員および本会の財産、名誉、信用、プライバシー等の権利を侵害する行為。
- ③ 本会から会員へ告知する全ての媒体上の情報を他のあらゆる媒体に転載することや、会員以外の第三者に漏洩すること。
- ④ その他会員としての品位を欠く行為及び本会の運営に支障を及ぼす行為

(会員資格の喪失) 以下の項目に該当する場合、本会会員資格を失うものとします。

- ① 会員が本会からの退会を希望する場合、有効期限満了後に会員の権利・地位を失います。
ただし、会員が本規約第4条2項より強制的に退会させられた場合はこの限りでなく、強制退会処分を以って会員の権利・地位を即時に失い、以降一切の役務の提供を受けることはできません。
- ② 会員が第3条に定める禁止事項を行い、本会より強制退会を宣告された場合

(免責) 会員に送られるすべての通知およびその他の文書は、登録されたメールアドレスまたは住所宛てに送信または郵送されるものとします。
申込期限のあるお知らせを確認しないまま期限を過ぎた場合、お申込みの権利は消失します。受付締切り後のお問い合わせはお受けできません。
告知はウェブサイトや電子メール等の他の媒体と並行して発行する場合があります。なお発送に関する運送機関の事故や業務不履行に関して当社では責を負いません。

(個人情報の取り扱いについて) 本会は、入会時にお名前ほかの個人情報を登録いただけます。収集した個人情報は、会員情報管理および申込情報処理のみを目的とします。

- ① 収集された個人情報は、本会によって管理・保守されます。ご登録いただいた内容は厳重に管理され、登録いただいたご本人の事前の了承なく、管理者以外に開示することはありません。原則として会員の個人情報は開示しません。ただし、利用者が第三者に不利益を及ぼすと本会が判断した場合、提供情報および登録内容などを当該第三者や警察または関連諸機関に通知することができます。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、提供情報および登録内容などについての開示を求められた場合、本会はこれに応じて情報を開示することがあります。あるいは本会の権利や財産を保護する目的で開示することがあります。
- ② 機密保持契約に基づいて、本会は会員情報と第三者のデータを照合することがあります。また、会員が自己の個人情報を確認する場合は、会員本人であることの確認を求めることがあります。

<第三章 その他の事項>

(紛争の解決) 本会運営に関して、疑義や問題が生じた場合には、本会と会員との間で双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
協議の上で、なお解決しない場合には、大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

付則 この規約は平成27年3月1日から施行します。